

第19回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月21日(金) 午後4時00分から午後5時05分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

- 八木澤会長 本日は、ご苦勞さまです。
本總會の出席委員は15名で定足数に達しておりますので會議は成立いたします。それでは、ただいまから第19回矢板市農業委員會總會を開催いたします。
- 議長
(八木澤会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。
會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)
- 議長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、5番石塚委員、9番平久井委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)
- 議長 異議なしと認め、5番石塚委員、9番平久井委員を議事録署名委員とします。
続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
- 議長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案書により説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第2班、班長14番 渡邊浩正委員にお願いします。
14 渡邊浩正委員 本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法3条2件、5条1件、非農地証明が2件、非農地通知が11件の計16件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。
- 議長 現地調査の総括的な報告が終わりました。
次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いいたします。

6番阿久津です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人の住所が県外になっておりますが、実際は申請地の隣接に住んでおります。経営規模拡大が目的ですので何ら問題ないとみて参りましたので慎重審議をお願い致します。

議長 それでは議案第1号について質疑意見等求めます。

議長 原案のとおり決定してよろしいかお諮り致します。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件(3) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」こととなっておりますので、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

(14番 渡邊 浩正 委員 議長席に着席)

職務代理 それでは議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により説明)

職務代理 事務局の説明が終わりました。

職務代理 次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いいたします。

4番君島委員 4番君島です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

土地改良された優良な水田地帯なのですが、一カ所圃場状態が悪く荒れているところも入っております。矢板を代表する優良農家に引き継ぐと言うことでしたら何ら問題なく見て参りましたので皆様の慎重審議をお願いいたします。

職務代理

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号について、質疑意見等を求めます。

職務代理

なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

職務代理

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第2号が終了しましたので、八木澤会長の入室をも求めます。

(15番 八木澤委員 入室)

議 長

議長を交替いたしました。

続いて、付議事件(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員をお願いいたします。

13番齋藤委員

13番齋藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この区域は矢板市の都市計画において農振除外を認めている場所で、第一種居住地域ですので一般住宅を建築するには何ら問題無いと見て参りました。皆様のご審議お願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号について、質疑意見等を求めます。

議 長

無ければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第4号から第5号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番阿久津です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

見たところ植林は確認してきました。図面の赤印につきましては公図が確認できておりますが、青印につきましては法務局で公図が確認できず、申請を受け付けられないと考えますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員

4番君島です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

住宅の一番奥で線路境です。20年以上住宅となっておりますし、この地域は第一種住居専用地域とのものであることですので、やむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号について補足説明いたします。阿久津委員からもご説明がりましたが、転用や非農地証明において場所が特定できない所は認めないスタンスで今までやってきております。また、法務局でも認めないと言われておりますのでそれも考慮して、検討いただきたいと思います。

議 長

それでは議案第4号から第5号について、質疑意見等を求めます。

議 長

なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(5) 議案第6号から第15号と第132号非農地通知の決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員に
お願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

河川改修によりこのような形で残ってしまったと思われま
す。議案書に記載のとおり課税地目は河川敷地ですので非農地通知もやむを得な
いと見て参りました。

慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員に
お願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は住宅が建っておりまして、事務局長が幼少期の時からあつたと
の証言もいただきましたので非農地通知もやむを得ないと見て参りま
した。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員にお
願います。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

第一種住居地域となっております。現地は庭で裏側は建物が建って
おりました。こちら是非農地通知はやむを得ないと見て参りました。
慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員に
お願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちら建物が建っており、非農地通知はやむを得ないと見て参り
ました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員
にお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案6号と同等で河川敷地となっておりますので、非農地通知はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第11号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員をお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

住宅の軒先みたいになっておりました。こちらも非農地通知はやむを得ないと見て参りました。

慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第12号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員をお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この地域は第一種低層住居専用地域でして、高い建物が建てられない地域とのことです。現地は建物が建っておりまして、非農地通知はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第13号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員をお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちらも第一種低層住居専用地域とのことです。

住宅が建っておりまして、非農地通知はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第14号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員をお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちらも建物が建っておりまして、非農地通知はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第15号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員をお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

建物等が建っておりまして、畑としては利用できないと見て参りました。こちら是非農地通知はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長

次に議案第132号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員をお願いします。

13番齋藤委員

13番齋藤です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

近くが山林となっております、畑として耕すのは難しいと見て参りました。皆様の慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第6号から第15号と第132号について、質疑意見等を求めます。

1番渡邊好雄委員

132号についてです。この辺りは耕作しているのでよく分かるのですが、現地は竹藪みたいな感じではなかったですか。

事務局

竹藪と杉と更地と混在していました。

1番渡邊好雄委員

この件に関してどうこう言う訳ではありませんが、竹林の扱いは畑としてみる場合もあるのでしょうか。

事務局

タケノコ等を販売していて営農していると見なせば、農地として扱います。営農していないとみれば山林としてみます。

1番渡邊好雄委員

宇都宮地区とかですと綺麗にしてやっている方もいますが、この辺ではいらないと思います。

直売所等に出していれば販売としてみなすということによろしいでしょうか。

事務局

そうですね。直売所や自家消費でも構わないのですが営農しているかどうかを判断基準にしています。

議長

他にございますか。

議長

無ければ原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6)議案第16号から第131号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第16号から第131号について、質疑・意見等を求め
ます。

5番石塚委員

地目が畑で、借賃がキログラムなのはどういうことでしょうか。

事務局

地目が畑でも借賃は玄米で統一で払うということです。

13番齋藤委員

議案112号から118号で113号だけ10アールあたりの借賃
が55キログラムというのはどういうことでしょうか。

事務局

トータルで何キロと出ているものを割り戻しているので、中途半端
なキログラムになっています。

4番君島委員

7ページの議案41号は全面積で60キログラムになっていますが正
しいのでしょうか。

事務局

後で確認しますが、これは間違えだと思われます。申し訳ありません。
10アール当たり60キログラムです。

議 長

他にございますか。

議 長

無ければ異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

(異議なしの声あり)

議 長

続いて、付議事件(7)議案第133号 農用地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第133号について、質疑・意見等を求めます。

議 長

なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(7)議案第134号 農用地利用配分計画(案)
に係る意見聴取について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、10番大森委員の退室を求めます。

(10番大森委員 退室)

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第134号について、質疑・意見等を求めます。

議 長 なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第134号が終了しましたので、10番大森委員の入室を求めます。

議 長 続いて、付議事件(7)議案第135号から第138号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について議題に供します。

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第135号から第138号について、質疑・意見等を求めます。

議 長 なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・農地利用最適化推進委員の辞任について
- ・農業委員等の綱紀粛正
- ・矢板市農業委員会訪問および見学のお礼と新聞掲載記事
- ・全国農業新聞普及状況

議 長 ただいまの事務局の説明について質問があれば挙手願います。

1番斎藤好雄委員

その他とは関係無いのですが、配分計画の借賃で、先ほど齋藤委員からも質問がありましたが、一筆ごと細かく出さないといけないのでしょうか。

トータルでいくらという形で出せないか中間管理機構の事務方の方に要望として出すといいのではないかと思います。

どうしてこういうことを言うのかと言いますと来年また農作業の標準賃金表を作り小作料も載せるのにあたりまして、トータルでいくらという風に載せるのも有りなのではないかと個人的に思います。

事務局

お話はしておきます。ただそれが難しい理由もあります。

配分計画というのは途中で5件中2件の借りる人が変わる等の変更があり得る為、トータルはいくらという形で出すのは難しいです。

あくまで中間管理機構が貸し付けている形ですので変更で対応しています。

8番佐藤委員

関連として、農地の流動化の扱いはどうなりますか。

事務局

出したものに関しては戻すとかきちんと管理しているそうです。国税が関係していますので、お金に関してはきちんとしていて聞いております。

議長

他にございますか。

無ければ以上持ちまして、第19回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

石塚 英好

議事録署名委員

平久井 順一